台東区私立保育所開設整備費補助金交付要綱

(通 則)

第1条 台東区私立保育所開設整備費補助金の交付については、この要綱の定めによるほか、東京都台東区補助金等交付規則(昭和45年12月台東区規則第37号)及び補助金交付に係る 法令の定めるところによる。

(目 的)

第2条 この要綱は、民間事業者が児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第4項の 規定に基づき、保育所を台東区内に開設する場合に、その整備に要する費用の一部を予算の範 囲内において補助することにより、保育所整備を促進し、もって児童福祉の向上を図ることを 目的とする

(補助対象者)

第3条 この補助金の対象となる者(以下「事業者」という。)は、台東区内に私立保育所の設置 を予定している法人とする。

(補助対象事業及び対象経費)

- 第4条 この補助金の対象となる事業は、国の「保育所等改修費等支援事業」(平成30年10月 17日付厚生労働省発子1017第5号「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」)に該当し、 建物を借り上げて保育所を設置する事業とし、その対象経費は別表第1に掲げるものとする。 ただし、他の公的制度の対象となっている事業又は他の制度により補助されている事業及び改 修工事等に掛かる期間が2か年度にわたる事業、並びに次の各号に掲げる経費は対象から除外 する。
 - (1) 土地の買収又は整地に要する費用
 - (2) 既存建物の買収(既存建物を買収することが、建物を新築することより効率的であると 認められる場合を除く。)に要する費用
 - (3) 職員の寄宿に要する費用
 - (4) その他台東区教育委員会(以下「教育委員会」という。)が不適当と認める費用

(補助金の交付額)

- 第5条 この補助金の交付額は、別表第2のとおりとする。
- 2 前項の場合において、別表第2の区分ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付手続き)

- 第6条 この補助金の交付を受けようとする事業者は、私立保育所開設整備費補助協議書(第1号様式)に必要書類を添付して、教育委員会に事前に協議し、私立保育所開設整備費補助金交付事前承認書(第2号様式)により教育委員会の承認を受けなければならない。
- 2 事業者は、前項の規定による承認を受けたときは、私立保育所開設整備費補助金交付申請書 (第3号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。
 - (1) 工事に係る図面
 - (2) 設計及び工事に係る契約書の写し
 - (3) 建物の賃借に係る契約書の写し
 - (4) 当該補助事業に係る収支計画書
 - (5) その他教育委員会が必要と認める書類
- 3 事業者は、補助金の交付申請をするにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に 係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭 和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及 び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて 得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。) を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明 らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

- 第7条 教育委員会は、前条第2項に規定する申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、私立保育所開設整備費補助金交付決定通知書(第4号様式)により、事業者に通知するものとする。
- 2 教育委員会は、前項の場合において、補助金を交付すべきものでないと認めたときは、私立 保育所開設整備費補助金不交付決定通知書(第5号様式)により、事業者に通知するものとす る。
- 3 教育委員会は、第1項の通知に際して、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合 には、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行う ものとする。
- 4 教育委員会は、第1項の通知に際して、前項に定めるもののほか、必要な条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から14日以内に教育委員会に対し書面をもって申し出なければならない。

(交付決定の変更等の承認)

- 第9条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに私立保育所開設整備費補助 金交付決定変更等承認申請書(第6号様式)により教育委員会に申請しなけなければならない。
 - (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
 - (2) 補助事業の建物の規模、構造、用途又は入所定員を変更しようとするとき。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 教育委員会は、前項に規定する申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、 承認すべきものと認めたときは、私立保育所開設整備費補助金交付決定変更等承認通知書(第 7号様式)により事業者に通知するものとする。
- 3 第7条第3項及び第4項の規定は、前項の通知について準用する。

(補助事業の完了時期)

第10条 補助事業は、補助金の交付決定に係る会計年度中に完了しなければならない。

(事故報告等)

第11条 事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び遂行の見通し等を書面により教育委員会に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 教育委員会は、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があるときは、事業者 に対して補助事業の遂行状況に関し報告を求めることができる。

(遂行命令)

第13条 教育委員会は、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認める場合は、事業者に対し補助事業の適正な遂行を命ずることができる。

(事業実績報告)

- 第14条 補助金の交付決定を受けた事業者は、補助事業が完了したときは、教育委員会の指定 する期日までに、私立保育所開設整備費補助金実績報告書(第8号様式)に次の各号に掲げる 書類を添付して、補助事業の実績を教育委員会に報告しなければならない。
 - (1) 工事に係る図面
 - (2) 設計、工事及び初度調弁に係る領収証の写し
 - (3) 建物の賃借に係る契約書の写し
 - (4) 当該補助事業に係る収支決算(見込)書

- (5) その他教育委員会が必要と認める書類
- 2 事業者は、前項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の確定)

第15条 教育委員会は、前条の規定による報告書の提出があったときは、内容を審査のうえ、 補助金の額を確定し、私立保育所開設整備費補助金確定通知書(第9号様式)により事業者に 通知するものとする。

(補助金の交付)

- 第16条 補助金の額の確定を受けた事業者が、補助金の支払いを受けようとするときは、私立 保育所開設整備費補助金請求書(第10号様式)を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の請求書の提出があった場合は、審査の上、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

- 第17条 教育委員会は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 補助の目的に反して補助金を使用したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - (3) 補助対象施設において、政治活動または布教活動を行ったとき。
 - (4) 第12条第1項に規定する期限内に実績報告がなされないとき。
 - (5) その他補助金の交付が不適当であると教育委員会が認めたとき。
- 2 教育委員会は、前項の規定により、補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、私立保育所開設整備費補助金交付決定取消通知書(第11号様式)により事業者に通知するものとする。
- 3 教育委員会は、第1項の規定により、補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、私立保育所開設整備費補助金交付決定取消通知書により、その返還を命ずるものとする。
- 4 前3項の規定は、第15条により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(違約加算金)

第18条 事業者は、前条の規定により補助金交付の決定の全部又は一部を取消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助を受けた補助金の受領日(補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は最後の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。)から納付の日までの日数に応じ、当該補助の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間においては、既納付額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(延滞金の納付)

第19条 事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、教育委員会が定めた納期日まで に補助金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付 額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を 納付しなければならない。

(他の補助金等の一時停止等)

第20条 事業者が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延 滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、ほかに同種の事務又は事業について交付 すべき補助金等があるときは、教育委員会は相当の限度においてその交付を一時停止し、又は 当該補助金と未納付額を相殺するものとする。

(補助金の経理)

- 第21条 補助金の交付を受けた事業者は、収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、教育委員会の求めに応じて提出できるようにしなければならない。
- 2 前項の帳簿及び証拠書類は、補助金の交付に係る会計年度終了の日から5年間保管しておかなければならない。ただし、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年厚生労働省告示第384号。以下「処分制限期間」という。)に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(財産の管理等)

- 第22条 事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 教育委員会は、事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を区に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

- 第23条 事業者は、取得財産等について、処分制限期間に定める期間を経過するまで、教育委員会の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- 2 事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(第12号様式)を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業を廃止した場合の補助金の返還)

第24条 補助金の交付を受けた事業者は、開設後5年未満に事業を廃止した場合は、第20条 第2項の規定にかかわらず補助金の交付額に下記の率を乗じた額を返還しなければならない。 ただし、この返還額と開設準備経費にかかる第20条第2項の納付額の合計額は、補助金交付 額を上回らないこととする。

1年未満	1年以上	2年以上	3年以上	4年以上
	2年未満	3年未満	4年未満	5年未満
50%	4 0 %	30%	20%	10%

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第25条 事業者は、補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る 消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(第 13号様式)により速やかに教育委員会に報告し、必要に応じ補助金を返還しなければならない。
- 2 第17条の規定は、前項の返還について準用する。

(委 任)

第26条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年10月28日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年11月21日から施行し、平成26年10月3日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年2月15日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年1月20日から施行し、平成28年4月1日以後の保育所整備工事着 工分から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年3月14日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年2月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和5年3月15日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表第1 (第4条関係)

区分	補助対象経費
改修費等 (開業準備に要する初度 調弁に係る費用を含む)	設備整備及び改修整備等(工事請負費、工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって設計監督料費等)に係る費用
賃借料	貸主に対して支払う礼金及び建物賃借料(工事の着工日から、事 業の開始日の前日までのもの。敷金を除く。)に係る費用
学校110番設置費	学校110番の設置に係る費用

別表第2(第5条関係)

<u> </u>			
区分	交付額(区分ごとに千円未満切捨て)		
改修費等(開業準備に要する初度調弁に係る費用を含む)	改修費等と賃借料の・ 基準額以下の場合、右・ ・本園の場合 定員 19 名以下 20 名以上59 名以下 60 名以上 ・分園の場合 定員 19 名以下 20 名以上		- 実支出額の16分の15
	改修費等と賃借料の基準額を超える場合、 ・本園の場合 定員 19 名以下 20 名以上59 名以下 60 名以上 ・分園の場合 定員		対象経費の実支出額と表 1により算出した補助基 準額を比較していずれか 少ない額の16分の15
	19 名以下 20 名以上	17,238,000 円 24,336,000 円	

	改修費等と賃借料の基準額以下の場合、右の基準額以下の場合、右の場合 定員 19 名以下 20 名以上59 名以下 60 名以上・分園の場合 定員 19 名以下 20 名以上		- 実支出額の16分の15
賃借料	改修費等と賃借料の基準額を超える場合、 ・本園の場合 定員 19 名以下 20 名以上59 名以下 60 名以上 ・分園の場合 定員 19 名以下 20 名以上		4, 100万円と賃借料 (礼金含む)の実支出額 を比較し、いずれか少な い額の8分の7
学校110番設置費	30万円と実支出額を比較し、いずれか少ない額		

表1

保育所の定員	1 施設あたりの補助基準額
20名以下	121,650,000円
21~30名	127,650,000円
31~40名	148,350,000円
41~70名	169,050,000円
71~100名	219,600,000円
101~130名	264,300,000円